

事件番号 中労委 2024（令和6）年（不再）第14号
事 件 名 大阪府（2022年度任用等）不当労働行為事件

2024年5月16日

中央労働委員会会長 様

補 充 申 立 書

再審査申立人 大阪教育合同労働組合

再審査申立人（以下「教育合同」という。）は以下のとおり申立ての補充を行う。

第1 初審決定の事実認定および法律判断の誤り

1. 法律判断の誤りについて

初審決定は、「団交拒否の不当労働行為救済申立て事件において、当該団交の対象者に適用される法規は、団交を拒否した使用者との労使関係を基礎として判断するのであって、・・・本件団交申入れの相手方である府との労使関係においては、勤務場所や時間帯に関わりなく地公法が適用される」と判断する（第6 争点に対する判断2（3）、22頁）。

しかし団交対象者への適用法規は団交申入れ時を基準として判断するというのが従前からの大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）見解であり、中労委および裁判所とも同じ見解であるところ（教育合同初審準備書面（4）第2 2. 府労委の判断基準、3. 中労委および裁判所の認定基準、1頁以下）、本件初審決定では、団交申入れ時に関わらず「使用者との労使関係を基礎として判断する」と見解を変更している。このように理由を示さないまま見解を変更することは、労働委員会に求められる法的安定性を損なうものであり、認められない。

また初審決定は、本件非常勤講師等の会計年度任用職員と府との労使関係においては地公法が適用されると判断するが、その根拠は示されていない。会計年度任用職員は一般職地方公務員だから地公法が適用されるというのであれば、団交申入れ時において一般職地方公務員の地位にあるかが判断されなければならない。一般職地方公務員でないのであれば、地公法は適用されないことは明らかである。初審決定は、団交申入れ時において本件非常勤講師等が一般職地方公務員の地位にあったかについて判断していない。

教育合同は、団交申入れ時に労組法が適用されている組合員と府との労使関係には労組法が適用されると主張した（教育合同初審準備書面（6）4. 労使関係を規律する法規）。すなわち、団交対象者たる本件会計年度任用職員と使用者たる府との労使

関係を基礎として判断したとしても、団交申入れ時において本件会計年度任用職員には地公法が適用されていなかったのだから、本件には地公法は適用されず、労組法が適用されると主張したである。

ところが、教育合同の上記主張を、初審決定「第5 争点に係る当事者の主張 1 (1) (エ) 適用法規の認定基準、12 頁」は除いている。初審決定が、法律判断を行うにあたり、教育合同が主張した事実を隠蔽する手法は問題である。

2. 事実認定の誤りについて

本件看護師組合員について、初審決定は本件団交申入れ時において適用される法規は地公法であると判断する(第6 争点に対する判断3、22 頁)。その根拠として、本件団交申入れ時においては地公法が改正されており、非常勤看護師は会計年度任用職員として任用されていることとなっていたからだという。しかし、本件看護師組合員は本件団交申入れ時において会計年度任用職員に任用されていた事実はない。

初審決定は、上記1. のとおり、本件組合員全員が地公法適用であるとの法律判断をしたいがために、本件看護師組合員も会計年度任用職員だったと事実のねつ造を行っているのである。

このような事実ねつ造は、厳に戒められるべきである。

第2 不当労働行為について

初審決定は、教育合同に本件申立人適格を認めないと判断して、争点2である不当労働行為について審査を行わなかった。しかし、教育合同は本件申立人適格を有するのであるから、本件不当労働行為について審査が行われなければならない。初審決定は、本件不当労働行為について審査を行わなかったのであるから、取り消されるべきである。

なお、教育合同は本件不当労働行為に存在について初審で主張しかつ立証している。

以 上